

使用開始日
2025年2月3日



みずほサステナブル ファンドシリーズ – ロベコ・スマート・エネルギー

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「みずほサステナブルファンドシリーズ – ロベコ・スマート・エネルギー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月31日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2024年11月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆8,164億円
(2024年11月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、世界(わが国および新興国を含みます。)の企業の中から、スマートエネルギー*¹の発展に貢献し、変革を促す分野で成長が期待される企業の株式*²に実質的に投資を行います。

*¹ スマートエネルギーとは、持続可能(サステナブル)で再生可能な手段に基づくエネルギーの電化利用が進展し、二酸化炭素排出量の削減が進んだ社会を押し進める考え方や手法を意味します。

*² DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- スマート・エネルギー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、世界の金融商品取引所(わが国および新興国を含みます。)に上場する株式(上場予定を含みます。)に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

2 スマートエネルギーに貢献する投資テーマ*¹を選定し、そのテーマに積極的に貢献することが見込まれる企業を組入候補銘柄として選定します。また、組入候補銘柄の中から、財務状況やバリュエーション(株価指標)、ESG*²への取り組み等の観点から優れていると判断される銘柄に投資を行います。

- ロベコ・グループ*³独自のフレームワークによって、サステナビリティの観点で企業を評価し、さらにESGの側面から企業価値の棄損の可能性が高い銘柄を投資対象から除外します。
- マザーファンドの純資産総額のうち、ESGを主要な要素として選定する銘柄への投資額(時価ベース)の比率について80%以上を目標とします。

*¹ 投資テーマは投資環境の変化により入れ替わる場合があります。

*² 「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。

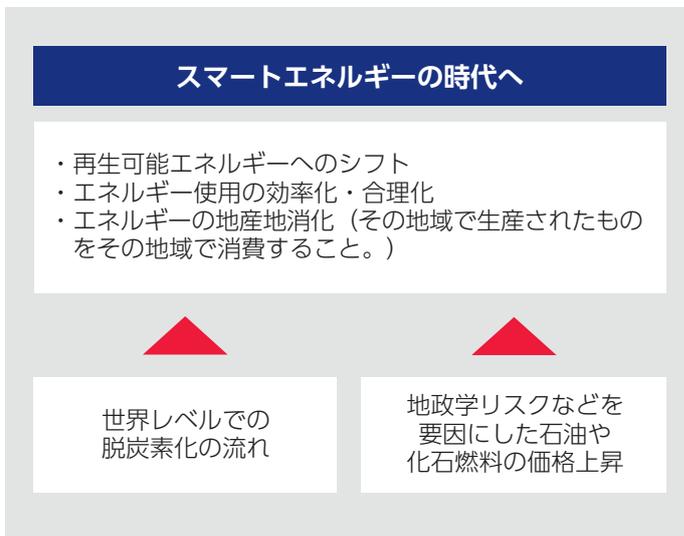
*³ ロベコ・グループとは、1929年に設立されオランダ・ロッテルダムを本拠地として、世界の主要金融センターに拠点を構えている資産運用会社で、オリックス・コーポレーション・ヨーロッパが100%出資しています。



ファンドの目的・特色

スマートエネルギーとは

- ◆スマートエネルギーとは、持続可能(サステナブル)で再生可能な手段に基づくエネルギーの電化利用が進展し、二酸化炭素排出量の削減が進んだ社会を推し進める考え方や手法を意味します。
- ◆昨今、化石燃料の使用など、従来のエネルギー利用による環境に与える悪影響が問題視されています。持続可能な未来を築くために、スマートエネルギーへの取り組みが不可欠であり、実際に再生可能エネルギーの利用やエネルギー効率の向上など、地球温暖化や気候変動への対策が世界レベルで進められています。



(出所)ロベコ・グループの情報を基に委託会社作成

投資テーマ

- ◆当ファンドではスマートエネルギーに貢献する投資テーマとして、「作る技術」「届ける技術」「管理する技術」「使う技術」に着目します。
- ◆スマートエネルギー社会の実現において重要と考えられる、これら4つの投資テーマに関連して収益機会を拡大することが期待される企業に投資を行います。



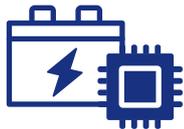
スマートエネルギーを「作る技術」

石油や石炭といった化石燃料とは異なり、風力や太陽光、地熱といった自然界に存在するエネルギーを効率的に取り込む技術。
製品やサービス：再生可能エネルギー(風力、太陽光発電等) など



スマートエネルギーを「届ける技術」

電力供給網に情報通信技術を組み込むことにより、電力の無駄な使用を抑える技術。
製品やサービス：供給ネットワーク、スマートグリッド(次世代送電網) など



スマートエネルギーを「管理する技術」

電力供給の効率化や蓄電技術の高度化等、省エネルギー化に向けて必須となる技術。
製品やサービス：半導体、バッテリー など



スマートエネルギーを「使う技術」

例えば、センサーやAIを用いて照明や空調の制御を自動化することで、エネルギー消費の効率化を図ることが可能になる等、エネルギー消費を最適化する技術。
製品やサービス：EV・交通インフラ、ビッグデータ、生産プロセス、スマートビルディング など

※上記の投資テーマや関連する製品・サービスは2024年11月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。
(出所)ロベコ・グループの情報を基に委託会社作成



ファンドの目的・特色

3 マザーファンドの運用にあたっては、ロベコ・スイス・エージーに運用指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を委託します。

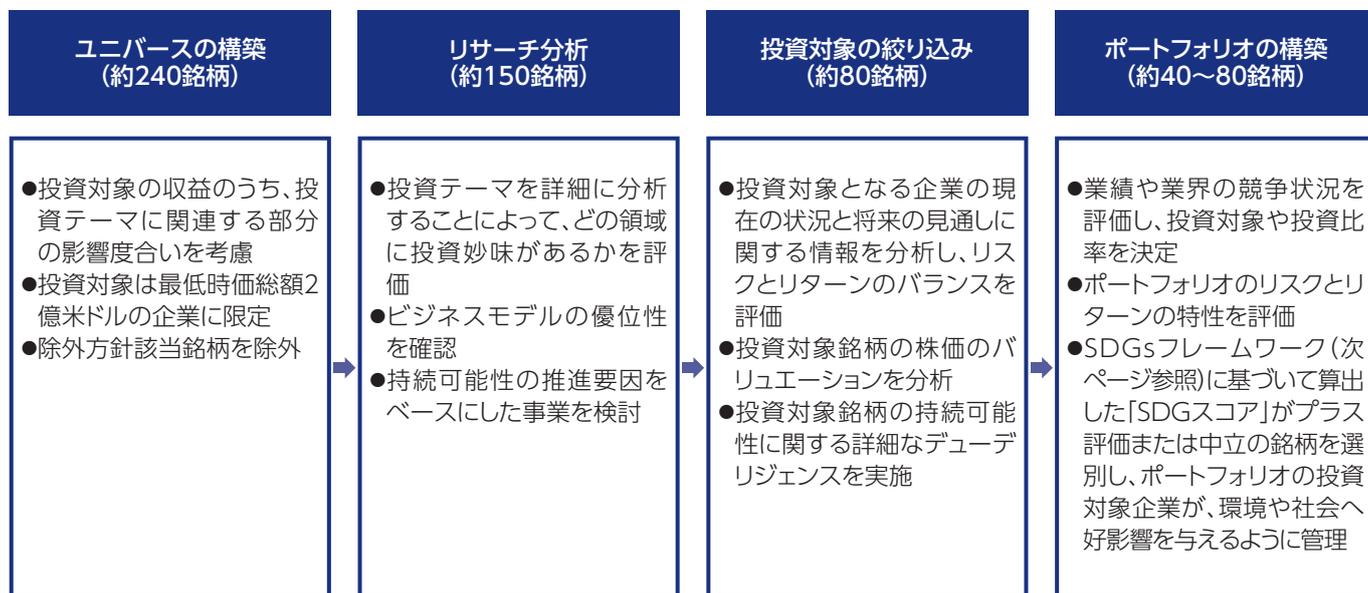
■ ロベコ・スイス・エージーについて

- ロベコ・グループのスイス拠点として1995年にスイス・チューリッヒに設立され、サステナブル投資*1に特化した運用を行い ESG分野で高い評価を受けている資産運用会社です。
- 世界の投資家向けにESGの3つの側面から企業の持続可能性についての評価を取り入れた資産運用サービスを提供する一方、自らも国連責任投資原則(UN-PRI)に署名し普及をめざしています。
- 2024年9月末現在、ロベコ・グループ全体で世界の主要金融センターに15拠点を構え、運用資産額は約2,040億ユーロ(32.5兆円*2)です。

*1 サステナブル投資とは、従来の財務分析による投資基準に加え、環境、社会、企業統治といった企業のESG情報を考慮して、持続的に成長する企業を選定する投資手法の1つです。

*2 1ユーロ=159.43円(2024年9月末)で換算。
(出所)ロベコ・グループの情報を基に委託会社作成

運用プロセス



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2025年1月31日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(出所)ロベコ・グループの情報を基に委託会社作成



ファンドの目的・特色

SDGsフレームワーク

◆SDGs*フレームワークは企業のSDGsへの貢献度をスコア化するロベコ・グループ独自の評価体系です。

*SDGsとは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のことをいいます。

SDGs貢献度評価のための3つのステップ

<p>STEP1 何を作っているのか?</p>	<p>企業の製品や提供しているサービスがSDGsにプラスに寄与しているのか、マイナスに影響しているのかを評価します。</p>
<p>STEP2 どのように事業を行っているのか?</p>	<p>企業活動の方法、手段はSDGsにプラスに寄与しているのか、マイナスに影響しているのかを評価します。</p>
<p>STEP3 訴訟となるようなトラブルを抱えていないか?</p>	<p>企業がSDGsにマイナスの影響を与えるようなトラブルに関与していないかを確認します。</p>



SDGスコアと投資対象

各企業のSDGs貢献度評価をベースに、SDGスコアを算出します。SDGスコアが上位の銘柄を投資対象とします。

SDGスコア	貢献度	
+3	プラス 評価	投資対象
+2		
+1		
±0	中立	
-1	マイナス 評価	
-2		
-3		

・マザーファンドの純資産総額の80%以上で貢献度評価がプラス(+1~+3)の銘柄に投資。
 ・なお、貢献度評価がマイナスの銘柄には投資を行いません。

※SDGsフレームワークは、有価証券届出書提出日(2025年1月31日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

サステナブル投資(SI)のリサーチ体制

- ◆ロベコ・グループでは、サステナブル投資に関するリサーチと知識を投資プロセスに取り込み、グループ内の関連部署との連携やESGに関する情報を活用させて、エンゲージメント活動(投資先企業との対話)を行うとともに、投資テーマのフレームワークを開発します。
- ◆SIリサーチチームは、経験豊富なリサーチ能力を有し、グループのグローバル拠点(チューリッヒ、ロッテルダム、シンガポール、ロンドン等)のアナリストから構成され、セクター・産業ごとの専門家として活動しています。
- ◆企業分析に焦点を当て、ESG要因が事業に与える影響を評価します。

※サステナブル投資(SI)のリサーチ体制は、2024年11月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。

(出所)ロベコ・グループの情報を基に委託会社作成

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ロベコ・スイス・エージーのステュワードシップ方針に関する声明

サステナブル投資は、当社の企業戦略の重要な柱です。持続可能な経営慣行を持つ企業は競争上の優位性を持ち、長期的に成功する可能性が高いと信じております。投資する資産のステュワードシップに対する積極的なアプローチは、私たちのサステナブル投資へのアプローチの重要な部分になります。ロベコ・グループはステュワードシップのアプローチを完全に支持し、これに関する責任を果たすために複数の強い方針を採用しています。

ステュワードシップ責任の遂行は、私たちのサステナブル投資に対するアプローチの不可欠な要素となります。ロベコ・グループのミッション・ステートメントの中心は、顧客と受益者に対する受託者責任を果たすことです。私たちは様々な投資ニーズを持つ顧客の資産を運用しています。活動では常に、私たちの能力の限りで顧客の利益に資することをめざしております。私たちのステュワードシップ方針は、投資ミッションと密接に連携しており、それはリサーチに基づいた品質重視のプロセスを使用して顧客のために可能な限り最良の結果を生み出すことです。したがって、私たちのステュワードシップ活動は、投資先企業での長期的な価値創造をめざしております。資産は顧客ニーズに合わせた様々な戦略と投資目標で運用されていますが、環境、社会およびすべての利害関係者に対して持続可能な方法で行動する企業（および国）は、将来の様々な問題に対処する能力がより高まるというロベコ全体の哲学があります。

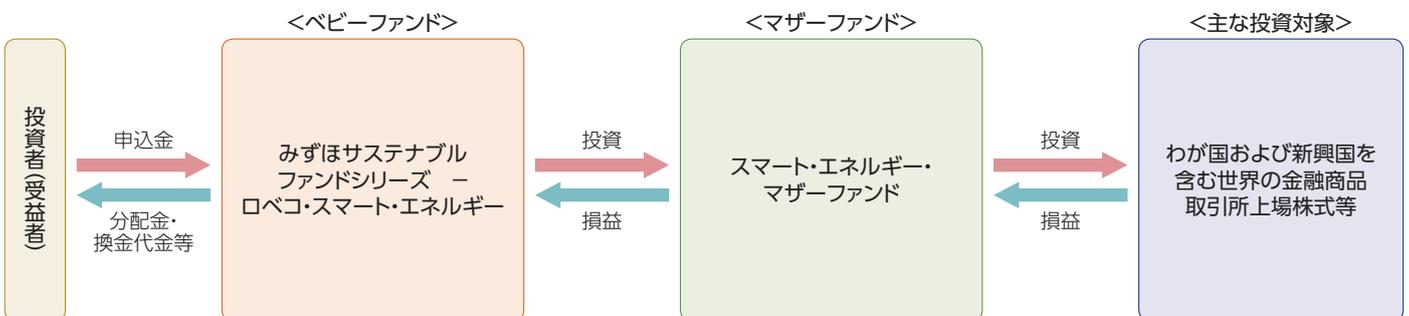
※上記は2024年11月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。

※上記はロベコ・スイス・エージーの情報を基に委託会社が作成したものであり、ロベコ・スイス・エージーが開示する原文（英文）と齟齬がある場合には原文が優先されます。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。





ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式(DR等を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ マザーファンドの概要

ファンド名	スマート・エネルギー・マザーファンド
主要投資対象	世界の金融商品取引所(わが国および新興国を含みます。)に上場する株式(上場予定を含みます。) ^(*) を主要投資対象とします。 (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。
投資態度	①主として、世界(わが国および新興国を含みます。)の企業の中から、スマートエネルギー ^(*) の発展に貢献し、変革を促す分野で成長が期待される企業が発行する株式(DR等を含みます。)に投資を行います。 (*)スマートエネルギーとは、持続可能(サステナブル)で再生可能な手段に基づくエネルギーの電化利用が進展し、二酸化炭素排出量の削減が進んだ社会を推し進める考え方や手法を意味します。 ②スマートエネルギーに貢献する投資テーマを選定し、そのテーマに積極的に貢献することが見込まれる企業を組入候補銘柄として選定します。 ③組入候補銘柄の中から、財務状況やバリュエーション(株価指標)、ESGへの取り組み等の観点から優れていると判断される銘柄に投資を行います。 ④ESGを主要な要素として選定する銘柄を積極的に組み込んだポートフォリオを構築します。 ⑤ESGの観点から企業価値の棄損の可能性が高い銘柄は除外します。 ⑥株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑦組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑧運用指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を、ロベコ・スイス・エージーに委託します。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは実質的に企業のESGへの取り組みを考慮した投資を行うことから、投資対象が株式市場全体と比べて特定の銘柄や業種に偏ることがあり、このため基準価額の変動が株式市場全体の動向から乖離することや、株式市場が上昇する場合でも基準価額が下落する場合があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行者に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドは実質的に新興国の株式にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。



投資リスク

ESG情報・ 評価に関連 する制約

ESG情報や評価の入手・収集の制約は、運用に影響をおよぼす要因となる場合があります。
当ファンドで勘案するESG情報は、委託会社および運用外部委託先が独自調査で入手した情報だけでなく、第三者のESG情報ベンダーによる情報や評価が含まれている場合があります。これらのESG情報は、企業開示や企業アンケート、取材等により入手・収集されますが、ESG情報ベンダーからの提供情報は、当該情報ベンダーの情報収集力により情報量が制限されることがあります。また、企業によって開示された情報やメディアによって報道される情報は、タイムリーに評価結果に反映されないことがあります。また、委託会社および情報ベンダーによる評価基準の変更により、過去からの情報継続性が失われることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



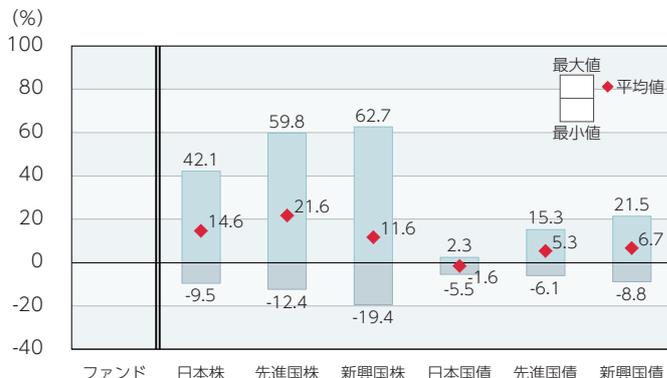
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2019年12月~2024年11月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はあります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初申込期間:2025年2月17日から2025年2月28日まで 継続申込期間:2025年3月3日から2026年2月10日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2045年11月10日まで(2025年3月3日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回るようになった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.738% (税抜1.58%)</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.90%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.65%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、スマート・エネルギー・マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ロベコ・スイス・エージェー)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.6%)が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.90%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
	委託会社	年率0.90%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度〔愛称:NISA(ニーサ)〕をご利用の場合

少額投資非課税制度〔NISA(ニーサ)〕は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

